

外国貨物加工製造等報告書（C - 3310）

「責任者氏名」の項は、原則として、保税工場の許可を受けた工場の工場長の氏名を記載するが、法人の内部で保税工場の業務についての責任者を定めている場合には、その責任者の氏名を記載する。

「原料品」の項の各欄は、次により記載する。

「品名及び規格」欄には、保税原料品の品名及び規格を品名又は規格が異なるごとに別欄として記載する。

「前月末繰越数量」欄には、月初において、未加工のまま保税工場に置かれている保税原料品の数量を記載する。

なお、移入承認済のものと承認未済のものは合算して計上する。

「当月中搬入数量」欄には、当月中に保税工場に搬入された原料品の数量を記載する。

「当月中搬出数量」欄には、当月中に未加工のまま輸入されたものについては、輸入の欄に、未加工のまま積戻し、保税運送その他により搬出されたものは、「その他」の欄に記載する。

なお、輸入の許可を受けた貨物については、その保税工場から現実に搬出されない場合でも、内需又は内国貨物としての用途に充てることとした場合には、その時点で搬出とみなして計上する。

「保税作業に使用した数量」欄には、保税作業に使用した保税原料品の数量を記載する。

「未使用残高」欄には、前月末繰越数量に当月中搬入数量を加えた数量から、当月中搬出数量及び保税作業に使用した数量を差し引いた数量を記載する。

「上欄中承認を受けた数量」欄には、未使用残高欄に記載した数量のうち、移入承認（関税法第62条において準用する同法第43条の3の承認）を受けた数量を記載する。

「製品及び副産物」の項の各欄は、次により記載する。

「製品及び副産物の品名、規格」欄には、保税製品及び保税作業による副産物の品名及び規格を、品名又は規格が異なるごとに別欄として記載する。

「前月末繰越数量」欄には、製品又は副産物として、月初において保税工場に置かれているものの数量を記載する。

「当月中出来高」欄には、当月中にできた保税製品及び保税作業による副産物の出来高の数量を記載する。

「当月中搬出数量」欄には、当月中に製品又は副産物として、積戻し、保税運送、輸入その他の目的で搬出された数量を記載する。

なお、税関長の承認を受けて滅却を行った場合の数量は、「その他」の欄に計上する。

「製品残高」欄には、前月末繰越数量に当月中出来高を加えた数量から、当月中搬出数量を差し引いた数量を記載する。

「仕掛品」の項の各欄は、次により記載する。

「原料品の品名及び規格」欄には、保税作業に使用して製品化されていない保税原料品の品名及び規格を、品名が異なるごとに別欄として記載する。

「前月末繰越数量」欄には、前月に提出された「外国貨物加工製造等報告書」の「本月末残高欄数量」を転記する。

「保税作業に使用した原料品の数量」欄には、「原料品」の項の「保税作業に使用した数量」欄に記載した数量を転記する。

「製造及び副産物出来高に含まれる原料品の数量」欄には、製造及び副産物の数量を現実に使用した保税原料品の数量に換算して、その数量を記載する。

「本月末残高」欄には、前月末繰越数量に当月中に保税作業に使用した原料品の数量を加えた数量から、製品及び副産物出来高に含まれる原料品の数量を差し引いた数量を記載する。

「備考」欄には、製造歩留りその他参考となるべき事項を記載する。